

出席停止になる感染症について

学校保健安全法により下記の感染症にかかった場合は、治療と流行防止のため出席停止となり、欠席日数には入りません。所定の用紙をお渡しますので、担任へご連絡ください。学校へ用紙を取りに来ることができない場合は、事前に担任へ連絡したうえで、必要な用紙をダウンロードしてください。

なお、麻しん（はしか）は、感染力が非常に強いので、本人が感染した場合はもちろん、同居のご家族が感染した場合も、すぐに学校へご連絡ください。

- | | |
|-----|---|
| 第一種 | 新型インフルエンザ、特定鳥インフルエンザ、ジフテリア、SARSウイルスによる重症急性呼吸器症候群、急性灰白髄炎、痘そう、ペストなど |
| 第二種 | 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、百日咳、麻疹、風疹、結核、流行性耳下腺炎（おたふく）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、髄膜炎菌性髄膜炎 |
| 第三種 | O-157等腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、手足口病、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑（リンゴ病）など |